

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
附 則（令和6年12月24日東経営第000200000456号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、メニュー5-2の契約者回線の態様による細目がグレード1-2及びグレード2のものに係るI P通信網サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がメニュー5-2のグレード1-1のものに係るI P通信網サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのメニュー5-2のグレード1-2及びグレード2のものに係るI P通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はそのI P通信網契約者に事前に通知を行います。 （経過措置） 3 前項の規定において、グレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網サービスのI P通信網契約者から、グレード1-1のものに係るI P通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又はグレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時に音声利用I P通信網サービス契約約款におけるグレード1のものに係る第1種契約（その第1種契約者（その第1種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第1種契約者が指定する者としします。）と解除の通知があったメニュー5-2のグレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者としします。）が同一の者である場合に限りします。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限りします。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード1-1のものに係るI P通信網サービス又は音声利用I P通信網サービス契約約款におけるグレード1のものに係る第1種サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード1-2又はグレード2のものに係るI P通信網サービスを、当社が別に定める日から起算して最大6か月の間提供します。 <u>この場合において、I P通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。</u> 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	附 則（令和6年12月24日東経営第000200000456号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、メニュー5-2の契約者回線の態様による細目がグレード1-2及びグレード2のものに係るI P通信網サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がメニュー5-2のグレード1-1のものに係るI P通信網サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのメニュー5-2のグレード1-2及びグレード2のものに係るI P通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はそのI P通信網契約者に事前に通知を行います。 （経過措置） 3 前項の規定において、グレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網サービスのI P通信網契約者から、グレード1-1のものに係るI P通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又はグレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時に音声利用I P通信網サービス契約約款におけるグレード1のものに係る第1種契約（その第1種契約者（その第1種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第1種契約者が指定する者としします。）と解除の通知があったメニュー5-2のグレード1-2若しくはグレード2のものに係るI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者としします。）が同一の者である場合に限りします。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限りします。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード1-1のものに係るI P通信網サービス又は音声利用I P通信網サービス契約約款におけるグレード1のものに係る第1種サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード1-2又はグレード2のものに係るI P通信網サービスを、当社が別に定める日から起算して最大6か月の間提供します。 <u>ただし、I P通信網契約者の責めによらない理由により、当社がグレード1-1のものに係るI P通信網サービス又は音声利用I P通信網サービス契約約款におけるグレード1のものに係る第1種サービスを提供できない場合は、当社はグレード1-2又はグレード2のものに係るI P通信網サービスを継続して提供します。</u> 4 前項に規定する場合において、<u>I P通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。</u> 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 8 年 7 月 23 日東経営第 000200000897 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 東経営第 000200000456 号（令和 6 年 12 月 24 日）の附則第 3 項中、「この場合において、I P 通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。」を削除し、次のただし書きを加えます。 ただし、I P 通信網契約者の責めによらない理由により、当社がグレード 1－1 のものに係る I P 通信網サービス又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款におけるグレード 1 のものに係る第 1 種サービスを提供できない場合は、当社はグレード 1－2 又はグレード 2 のものに係る I P 通信網サービスを継続して提供します。 4 東経営第 000200000456 号（令和 6 年 12 月 24 日）の附則第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加えます。 4 前項に規定する場合において、I P 通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。

音声利用 I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
附 則（令和 6 年12月24日東経営第000200000456号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、契約者回線の態様による細目がグレード 2 のものに係る第 1 種サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がグレード 1 のものに係る第 1 種サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのグレード 2 のものに係る第 1 種サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はその第 1 種契約者に事前に通知を行います。 （経過措置） 3 前項の規定において、グレード 2 のものに係る第 1 種契約者から、グレード 1 のものに係る第 1 種サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又は第 1 種契約の解除の通知と同時に I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 のグレード 1－1 のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）と解除の通知があった第 1 種契約者（その第 1 種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第 1 種契約者が指定する者としてします。）が同一の者である場合に限りします。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード 1 のものに係る第 1 種サービス又は I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 のグレード 1－1 のものに係る I P 通信網サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード 2 のものに係る第 1 種サービスを、当社が別に定める日から起算して最大 6 か月の間提供します。<u>この場合において、第 1 種契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。</u> 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	附 則（令和 6 年12月24日東経営第000200000456号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、契約者回線の態様による細目がグレード 2 のものに係る第 1 種サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がグレード 1 のものに係る第 1 種サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのグレード 2 のものに係る第 1 種サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はその第 1 種契約者に事前に通知を行います。 （経過措置） 3 前項の規定において、グレード 2 のものに係る第 1 種契約者から、グレード 1 のものに係る第 1 種サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又は第 1 種契約の解除の通知と同時に I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 のグレード 1－1 のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）と解除の通知があった第 1 種契約者（その第 1 種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第 1 種契約者が指定する者としてします。）が同一の者である場合に限りします。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード 1 のものに係る第 1 種サービス又は I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 のグレード 1－1 のものに係る I P 通信網サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード 2 のものに係る第 1 種サービスを、当社が別に定める日から起算して最大 6 か月の間提供します。 <u>ただし、第 1 種契約者の責めによらない理由により、当社がグレード 1－1 のものに係る I P 通信網サービス又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款におけるグレード 1 のものに係る第 1 種サービスを提供できない場合は、当社はグレード 2 のものに係る第 1 種サービスを継続して提供します。</u> 4 前項に規定する場合において、第 1 種契約者は、<u>当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。</u> 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 8 年 7 月 23 日東経営第 000200000897 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 東経営第 000200000456 号（令和 6 年 12 月 24 日）の附則第 3 項中、「この場合において、第 1 種契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。」を削除し、次のただし書きを加えます。 ただし、第 1 種契約者の責めによらない理由により、当社がグレード 1－1 のものに係る I P 通信網サービス又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款におけるグレード 1 のものに係る第 1 種サービスを提供できない場合は、当社はグレード 2 のものに係る第 1 種サービスを継続して提供します。 4 東経営第 000200000456 号（令和 6 年 12 月 24 日）の附則第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加えます。 4 前項に規定する場合において、第 1 種契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。